

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 平成15年 7 月 4 日条例第29号 (承認) 第20条 対象事業者は、対象事業を行おうとするときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに承認を受けるよう努めなければならない。 (1) 建築行為 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項の規定による</u>計画の通知を行う日 (2) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要する開発行為 当該許可の申請（同法第34条の2第1項に規定する協議にあっては、協議の申出）を行う日 (3) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要しない開発行為で規則で定めるもの 規則で定める日	○川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 平成15年 7 月 4 日条例第29号 (承認) 第20条 対象事業者は、対象事業を行おうとするときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに承認を受けるよう努めなければならない。 (1) 建築行為 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法<u>第18条第2項に規定する</u>計画の通知を行う日 (2) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要する開発行為 当該許可の申請（同法第34条の2第1項に規定する協議にあっては、協議の申出）を行う日 (3) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要しない開発行為で規則で定めるもの 規則で定める日